

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）鍋島東地区の換地計画に基づき、令和6年2月2日同地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

令和6年2月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義